

ぐんま版消費者教育教材

12 被害にあわないための ポイント

群馬県 生活こども部 消費生活課
令和5年2月改訂

被害にあわないためのポイント

「うまい話」はありません！

- ① 契約前に情報を集め、比較検討する
- ② 本当に必要な契約か、よく考える
- ③ 契約内容をよく確認する
- ④ 安易に借金をしない
- ⑤ 不要なときははっきり断る
- ⑥ 契約書類や注文画面は保管・保存する
- ⑦ 困ったときは一人で悩まずに、家族、友達、警察や消費生活センターに相談しましょう

証拠を残す

証拠の残し方

- ・**契約書や説明資料を保管**しておく
- ・事業者や勧誘者とのやりとり(メールやSNSなど)を**保存**しておく
- ・インターネット通販の**注文画面や広告表示**をスクリーンショットなどで**保存**しておく

契約書を捨てたり、メールを消したりしないで!

証拠があると、業者に交渉する材料になります!

トラブルに巻き込まれないために

- ・「うまい話」はありません！
- ・お金の話が出たら、注意しよう！
- ・きっぱり断る勇気を持とう！
- ・困ったときは、相談しよう！



【解説】

12 被害にあわないためのポイント

①2頁 「『うまい話』はありません！」

「簡単に稼げる」「必ず儲かる」「今だけのお得な情報」「あなただけに特別に教える」「安くなる」などの「うまい話」を強調した勧誘や、「コンプレックスが簡単に解消できる」と思わせるような広告等から消費者トラブルに巻き込まれる例が多くなっています。

特に、「簡単に稼げる」という話はマルチ商法の勧誘であったり、特殊詐欺などの犯罪行為に引き入れるための誘いであることが多く、実際に出し子や受け子、口座売買などに繋がる例もあります。「簡単に稼げる」という話から、被害者になるだけではなく加害者になる可能性もあることを知ってほしいと思います。

②2頁 「契約内容をよく確認する」

契約を結んで、お金を払ってから後悔する事がないように、契約前に契約内容や条件等を確認しましょう。契約書や約款などの書類には必ず目を通し、疑問点はわかるまで事業者に質問しましょう。解約時の条件についても契約前に確認しておくことが大切です。口頭で受けた説明が契約書や約款等に書かれていない場合は、要注意です。契約を考え直しましょう。

また、今すぐここで契約をしなければならないという状況は通常はありません。契約前にいったんその場を離れ、時間を取って考えることが大切です。

③3頁 「契約書や説明資料を保管しておく」

一般的に契約は契約書面に書いていることに従うことになります。契約書類、約款、説明資料等の書類は、いつでも確認できるように保管しましょう。